

市の国民健康保険について

国民健康保険の現状

国民健康保険（国保）制度は、急激な高齢化、医療技術の高度化などにより医療費は年々増加する一方、国民健康保険税の収入が伸び悩むなど、財政運営は非常に厳しい状況にあります。

平成27年度は、医療給付の見込み額などから算定した結果、平成26年度と同じ国保税率とすることになりましたが、国の制度改正により、課税限度額にかかる上限額の引き上げと、均等割、平等割の軽減判定所得の引き上げによる所得が少ない人への保険税軽減の拡充があります。

平成 27 年度国民健康保険税

◎国民健康保険税の税率

税率は変わりませんが、課税限度額が変わります。

区 分		医療 保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分 (40～64歳)
所得 割額	課税対象所得 (※) に対し	7.84%	2.10%	1.75%
均等 割額	被保険者1人 につき	31,700円	8,150円	8,950円
平等 割額	1世帯につき	28,300円	7,500円	5,250円
課税限度額		52万円	17万円	16万円
(参考:26年度)		51万円	16万円	14万円

※課税対象所得…被保険者の前年所得から33万円を控除した額

◎均等割・平等割の軽減

平成26年中の所得が一定額以下の世帯は、下表のように均等割、平等割が軽減されます。

5割軽減・2割軽減は基準額の見直しが行われ、平成27年度から軽減額が拡充されます。

軽減区分	基準額（世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額の合計額）
7割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円+(26万円×被保険者数) 以下の世帯
	(参考:26年度) 33万円+(24.5万円×被保険者数) 以下の世帯
2割軽減	33万円+(47万円×被保険者数) 以下の世帯
	(参考:26年度) 33万円+(45万円×被保険者数) 以下の世帯

◎非自発的失業者にかかる軽減

倒産や解雇などにより離職をした65歳未満の人は、国保税が軽減されます。軽減を受けるためには、申請が必要です。

- 対象者…雇用保険の失業給付を受けている人で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34の人
- 軽減額…前年の給与所得を100分の30として所得割の算定や均等割・平等割の軽減判定を行います
- 軽減期間…離職日の翌日の属する月から翌年度末まで

医療費節約のために

国保加入者の皆さんの負担を少しでも少なくし、皆さんの健康増進と安定した国保運営が維持できるよう、次のことを心掛けましょう。

- 健康づくりに努めましょう
日常生活では運動や適正な食生活を心掛け、健康な生活の維持に努めましょう。
- 特定健康診査を受けましょう
特定健康診査（対象者には通知します）を年1回は受け、常に自分の健康を管理するとともに、もし病気が見つかったときは、早期に治療を受け、重症化の回避を心掛けましょう。重症化予防は、医療費の抑制や保険税の安定化につながります。必ず特定健康診査を受けましょう。
- 歯科検診を受けましょう

市では節目歯科検診（国保被保険者のうち30歳から60歳までの10歳ごと。対象者には通知します）を実施しています。特に歯周病は、歯周病菌が多くの疾患に悪影響を及ぼすことが知られており、早期治療が重要です。

- かかりつけ医を家族ぐるみで持ちましょう
診療だけでなく、健診結果や家族の病歴などをかかりつけ医と共有することは、救急時や専門医への紹介時の適切な情報提供につながります。
- 緊急性の低い時間外受診はやめましょう
「コンビニ受診」といわれる緊急性の低い時間外の受診は、加算による医療費の増加だけでなく救急医療を阻害することもあります。適正な受診を心掛けてください。
- 同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう

医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えしまうなどの心配もあります。

●ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)と同様の有効成分・効能で、新薬より低価格です。診察時などに、医師や薬剤師に相談してください。

国保は助け合いの制度

国保制度は、被保険者の皆さんが保険税を出し合い、医療の必要なときに助け合う社会保険制度

です。失業などで所得が減少して支払いが困難になったときは、1人で悩まず税務課 納税推進室にご相談ください。

問合せ

国保制度や加入について…保険年金課 国民健康保険係

☎551-1807 ☎553-0250

国保税の課税について…税務課 市民税係

☎551-0106 ☎551-2010

国保税の納税について…税務課 納税推進室

☎551-0107 ☎551-2010

平成26年度 滞納対策取り組み状況

納税は国民の義務であり、滞納を放置しておくことは、善良な納税義務者との公平性を欠くこととなります。また、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことになりかねません。

■公平公正な納税のために

市では、税の公平性を保つために滞納処分を執行しています。

滞納処分にあたっては、給与や預金などの財産の差し押さえを優先し、なおかつ不動産・動産などの差し押さえ、および換価に積極的に取り組んでいます。

皆さんのよりよい暮らしを守るため、一人ひとりの納税意識の向上に努め、滞納を許すことなく、確実な財源の確保を目指します。

平成26年度は地方税法第48条の規定により、滋賀県に市県民税の徴収を依頼して、徴収と滞納処分を行いました(平成26年6月～27年2月)。

▼滞納処分実施件数(各年度末現在)

差し押さえ	平成25年度	平成26年度
不動産(土地・建物)	15件	6件
動産(絵画・陶磁器・自動車など)	0件	0件
債権(預貯金・給与・賞与・生命保険など)	158件 (うち、滋賀県5件)	75件 (うち、滋賀県8件)
債権(国税還付金)	56件	52件
合計	229件	133件

問合せ…税務課 納税推進室

☎551-0107 ☎551-2010

毎月20日が「栗東市防犯デー」に

平成25年11月開催の「栗東市子ども議会」で、小学生児童より「栗東市防犯デー」の提案があり、「栗東市防犯のまちづくり審議会」で審議を重ねてきました。

その結果、積極的な防犯活動と啓発活動を推進し、市民総ぐるみの運動として定着させることを目的に、毎月20日を「栗東市防犯デー」と定めることとなりました。今後、「栗東市防犯デー」には、市内の機関と連携し、青色回転灯パトロールによる巡回、啓発メールの配信などの防犯活動を行い、市全体としてさらなる防犯意識の向上と安全で安心な地域社会の実現を目指します。

皆さんも、犯罪に遭わない、また犯罪を起こさないまちづくりに、ご協力ください。



<「栗東市防犯デー」出動式>

- 日時…5月20日(水) 7時30分～
 - 実施場所…JR手原駅コミュニティ広場付近
- ※出動式後、青色回転灯パトロールや街頭啓発を行います。

問合せ…危機管理課 防犯係

☎551-0109 ☎551-0149



社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります

社会保障・税番号（マイナンバー）は、住民票を有する全ての人に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

■マイナンバーに期待される効果

- ・公平・公正な社会の実現：所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。これにより、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止するほか、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。
- ・国民の利便性の向上：添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報の確認や、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ることも可能になります。
- ・行政の効率化：行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が削減されます。複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。

■マイナンバーの通知

平成27年10月から、12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

- ・住民票の住所に「通知カード」が送付されます。
- ・マイナンバーは一生使うものですので、大切にしてください。

■個人番号カード

表面に氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されたカードで、本人確認の身分証明書としても利用できます。

- ・平成28年1月以降、申請することにより「個人番号カード」の交付を受けることができます。

■マイナンバーの利用場面

- 平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用します。
- ・年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続きなど、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務など法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

■マイナンバーの利用・提供の制限

- 法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。
- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると処罰されることがあります。

■個人情報の保護

マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、制度面、システム面で対策を講じます。

■ホームページ・コールセンター

マイナンバーに関する詳しい情報は、ホームページまたはコールセンターへお問い合わせください。

【ホームページ】 <内閣官房>

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

【コールセンター】

☎0570-20-0178（外国語は☎0570-20-0291）

開設時間：平日9時30分～17時30分まで

問合せ…総務課 情報政策係

☎551-0101 ☎554-1123

地域の身近な相談相手

少子化や核家族化、地域のつながりが薄れる中、周囲に相談できず孤立してしまうケースが増えています。そこで、地域の身近な相談相手として民生委員・児童委員の存在があります。

だれもが安心して暮らせる地域づくりのためには、地域での支え合いが何よりも大切です。福祉に関する幅広い活動をしている民生委員・児童委員についてぜひ知っていただき、活動への理解と協力をお願いします。

民生委員・児童委員

■5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。

民生委員は民生委員法によりその地域の住民の中から選ばれ、厚生労働大臣が委嘱します。高齢者、障がい児（者）、母子・父子家庭、低所得者（世帯）、育児や介護などの分野で不安を抱えている人からの相談に応じ、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めています。

また、児童委員は児童福祉法によって民生委員が兼ねており、児童福祉の問題を専門に担当する

すべての人に読書の楽しみを



栗東市立図書館は、読書が困難な人にも開かれた図書館を目指して、無料でさまざまなサービスを行っています。

～いろいろな方法で読書を楽しめます～

<誰でも利用できるサービス>

●大活字本・CDブック

通常より大きな活字の本や、図書を朗読したCDブックを貸出しています。館内用のルーペや眼鏡、拡大読書器もあります。



<目の不自由な人などへのサービス>

本市にお住まいが在勤・在学の人で、身体障がい者手帳、療育手帳などをお持ちの人向けのサービスです。図書館で利用申込みをしてください。

●録音図書・点字図書

図書を音訳（朗読）したカセットテープ、デジジー※、点字図書などをボランティアの皆さんの協力で製作し、貸出します。全国の図書館からの取り寄せもできます。

※協力ボランティア…点訳グループ「つくし」、音訳グループたんぽぽ

※デジジーは音声を圧縮してCD-ROMに記録したデジタル録音図書です。専用の再生機が、パソコンで再生できます（再生機購入には市の助成制度があります）



※栗東市立図書館は2015年4月、県内市町立図書館では初めて「視覚障害者情報総合ネットワーク サピエ」に加入し、89万タイトル以上の録音資料・点字資料を活用できるようになりました。サピエ個人会員の代行登録も受け付けます。

●対面朗読

希望の図書・雑誌などを、ボランティアが対面でお読みします。

●宅配

録音図書などを、職員が定期的に宅配します（市内のみ）。

<来館が困難な人への郵送サービス>

身体障がい者手帳などをお持ちの人で、来館が困難な場合は、本を郵送するサービスもあります。送料は無料です（利用条件などは、お問い合わせください）。



<耳の不自由な人へのサービス>

筆談でも対応します。FAXでのお問合せにもお答えします。

<その他>

図書館にはバリアフリートイレや、点字ブロック、車いすを設置しています。



現在、一年間に録音図書の貸出は約750点、宅配は延べ70人、対面朗読は55回利用されています。

家族や周囲に、目の病気や加齢のため、読書の楽しみが遠のいてしまった人がおられたら、図書館にご相談ください。

★★音訳ボランティア募集中★★

全5回の養成講座（5月25日～6月29日の月曜日）を受講し、ボランティアグループに加入して活動していただける人（市内在住・おおむね55歳まで）。応募・問合せは図書館まで。

問合せ…市立図書館

☎553-5700 FAX 554-0792

「主任児童委員」もいます。

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談された人の秘密は守られますので気軽にご相談ください。

■活動内容～安心な地域づくりのために～

- ・生活上のさまざまな相談を受け、関係機関や各団体につなぐこと
- ・地域の見守り
- ・災害時要援護者マップの作成など「災害時一人も見逃さない運動」の推進
- ・「命のバトン」の常備の推進

※「命のバトン」とは…

高齢者や障がい者など健康上不安を抱えている人が、急病時や災害時に救急隊員やかけつけた人に、持病やかかりつけの病院・親族の連絡先などの情報をより早く確実に知らせるために、必要な項目を用紙に記入して自宅の冷蔵庫に専用ケースを保管する仕組みです。

※地域の民生委員・児童委員を知りたい場合はお問い合わせください。

問合せ…社会福祉課 社会福祉係

☎551-0118 FAX 553-3678

平田善之副市長を再任



平成27年3月定例議会で平田善之副市長の再任が決まりました。

平田副市長は、昭和50年に栗東町役場に入庁。企画部次長、総務部長、議会事務局長を歴任し、平成23年4月1日より副市長に就任。「これからも市政運営に全力を尽くしてまいりますので、引き続きよろしくお願いたします」。

教育委員に内記一彦さん



本市の教育委員に内記一彦さん（御園）が4月1日付けで就任されました。

内記委員は、本市の教育部長などを歴任。就任にあたり「微力ながら、本市の教育のため、精いっぱい務めさせていただきます」と抱負を述べられています。

東海道ほっこり灯路

梅ノ木立場あかりの演出2015



栗東市観光物産協会では、「栗東八景」の名所旧跡がそれぞれ最も輝く時期にあかりの演出を展開しています。

その第一弾として、「旧和中散本舗」の庭園がサツキで彩られる5月に街道周辺を優しいあかりで演出します。江戸時代、道中薬で知られた梅ノ木立場の当時をしのびながら、普段とは違った街道をお楽しみください。

◆日 時…5月30日(土) 17時～21時
(あかりの点灯は日没後)

※ 19時10分と20時10分にはくりちゃんが登場します。

◆場 所…旧和中散本舗周辺（六地藏）

◆駐車場…コミュニティセンター葉山東ほか

※あかりの献灯協賛金を募集しています。個人協賛は1口1,000円、企業協賛は1口2,000円からの受け付けで、昨年に引き続いての協賛は半額です。皆さんからの協賛をお願いします。

問合せ…栗東市観光物産協会（JR手原駅2階栗東観光案内所内）

☎551-0126 FAX 551-6158

市長からの メッセージ

～市民の皆さまへ～



協働のまちづくり

新年度が始まり、この時期は、各学区の地域振興協議会をはじめ、多くの各種団体の総会が開催されています。それぞれが住みよいまちづくりに向け、さまざまな取り組みを計画されて地域住民や各種団体の皆さまが主体となって力を合わせ、地域のまちづくりに尽力いただいていることを大変心強く思うとともに、皆さまが協働のまちづくりの大切なパートナーであることを改めて実感する機会となっています。

さて、本市では毎月20日を「栗東市防犯デー」と決めました。これは、栗東市子ども議会で小学生児童からの提案を検討して定めたもので、市民皆さまにとって安全で安心なまちになるように、いっそう積極的な防犯活動と啓発活動を推進したいと考えています。5月20日には「栗東市防犯デー」出動式を行い、これを契機としてさらに活動の輪が広がり、市全体の取り組みとして定着することと併せて、防犯意識の向上につながることを期待しています。

今後も皆さまのご意見・ご提案を伺う機会を設けるとともに、多くの皆さまと力を合わせ、「いつまでも住み続けたい安心な元気都市栗東」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

栗東市長 野村昌弘



▲各学区の地域振興協議会総会にお伺いしました



子育て情報

～幼児期の友だちとのかかわり～

新年度が始まって1か月が経ちました。新しい生活にも少しずつ慣れてきたころですね。特に、お子さんが初めて集団生活を経験する中で気になることの一つに「友だちとのかかわり」があるのではないのでしょうか。



今までは、いつも傍らでお子さんを見守ってこられました。これからは親の目の届かない場所で生活していきます。そんな時、子どもたちの支えになるのが「友だち」です。

子どもたちは友だちと一緒に遊ぶ中で喜びや楽しさを見出します。時には意見がぶつかりあってけんかをしたり、自己主張しあったりすることもあります。ともに過ごす中で少しずつお互いの気持ちに気付いたり、相手の気持ちを理解したりしていきます。

このような友だちとやり取りを重ね、関わりを深めていく中で思いやりの気持ちや親しみを持つようになります。そのような友だちの関わりが持てるようになるには、家族の関わりが大切になってきます。

子どもに愛情をたくさん注いであげてください。そして子どもの気持ちに寄り添い、受け入れ、認めてあげてください。親の愛情を実感できた子は、心が安定し安心して集団生活が送れるようになります。また自信をもって行動できるようになります。その中で友だちともうまく関われるようになります。親子関係を大切にしたいですね。

※地域子育て包括支援センターだよりは、児童館やコミュニティセンターなどで配布しています。

問合せ…地域子育て支援センター

- ・大宝東児童館内
☎ 551-2370 FAX 551-2330
- ・治田西カナリヤ第三保育園内
☎ 553-3907 FAX 553-3908
- ・金勝児童館内
☎ 558-3527 FAX 558-3527

～キャッシュカードと暗証番号をだまし取る詐欺～

Q 取引のある銀行名を名乗り「あなたの個人情報が出ているので、キャッシュカードを交換する」と電話があった。約1週間後、新しいカードや書類、返信用封筒が届き「今、使用しているカードと、書類へ暗証番号を記入して返送するように」と書いてあった。(70代 女性)

A 実際に取引のある銀行を装って偽のキャッシュカードを送り付け、「交換」などと称して、使用中のキャッシュカードと暗証番号を送らせる事例が報告されました。

金融機関が、キャッシュカードを返送させたり、暗証番号を訪ねたりすることは決してありません。このような連絡を受けても、絶対に返送しないでください。

少しでも怪しいと思ったら、取引している銀行、もしくは警察署や消費生活窓口にご相談ください。

問合せ…生活交通課 消費生活相談窓口

☎ 551-0115 FAX 551-0149

滋賀県消費生活センター ☎ 0749-23-0999

草津警察署安全伝言板



防災意識の高揚～梅雨に備えて～

近年の大雨の特徴として、短時間の「局地的大雨」が急激な浸水や濁流を引き起こし、立体交差の下を通る道路(いわゆるアンダーパス)に、急激に浸水することによる冠水などが心配されます。予想が難しい大雨の被害から身を守るためには、

- ・河川の水位、アンダーパスの場所など危険箇所を事前にチェックする
- ・避難場所、避難経路を事前に確認する
- ・テレビ、ラジオ、携帯電話などで気象情報の確認を確実にを行う
- ・防災関係機関から出される注意事項や避難などの指示に従う
- ・危険だと感じたら、早めに安全な場所に避難する

などを日ごろから心掛けるようにして、いざという時のために準備しておきましょう。

問合せ…草津警察署 警備課

☎ 563-0110 FAX 563-0116